




**あなたのエコ暮らし応援事業  
窓断熱改修・高効率給湯器導入のための補助金**



加古川市は、地球温暖化防止に向け、温室効果ガス排出量の削減を促進するため、既存住宅における窓断熱改修や高効率給湯器を導入する市民に対して補助を実施します。

対象	高効率給湯器	窓断熱改修
申請要件	<p>&lt;共通&gt;            (1)市内に住民登録を有する個人であり、常時居住する市内の住居であること。            (2)導入する設備は、中古設備の導入やリース契約による設備導入でないこと。            (3)性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。            (4)各種法令等に遵守した設備であること。            (5)市税を滞納していないこと。</p>	
	<p>①従来型の給湯器を入れ換えるものであること。            ②経済産業省「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(令和5年度補正予算)」(以下「給湯省エネ 2024 事業」という。)の補助を受けており、「交付決定通知書」又は「交付決定と振込のお知らせ」を持っていること。            ③「給湯省エネ 2024 事業」以外の、国、県その他の団体の負担又は補助を得て実施する設備導入でないこと。</p>	<p>①補助申請者が常時居住する住宅であること。            ②居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等。以下「居室等」という。)は必ず改修すること(居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、交付対象外とする)。            ③導入する窓・ガラスは、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置・施工すること。            ④玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部(袖ガラス・欄間ガラス等)は改修の対象外としてもよい。            ⑤窓・ガラスの外皮部分(外気に接する部分)の改修のみ交付対象とする。            ⑥他の法令又は予算制度に基づき国、県その他の団体の負担又は補助を得て実施する設備導入でないこと。</p>
設備	<p>・電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)            ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)</p>	<p>環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)」において補助対象となる製品</p>
補助額	<p><b>15万円から「給湯省エネ 2024 事業」の補助金額(電気蓄熱暖房機や電気温水器の撤去による補助の加算額は除く)を差し引いた額</b></p>	<p><b>対象経費の1/2(住宅1戸あたり)で上限5万円</b></p>
申請期限・書類	<p>令和6年4月1日以降の契約で、「給湯省エネ 2024 事業」の交付決定日から6か月以内</p>	<p>令和6年4月1日以降の契約で、竣工日から6か月以内</p>
	<p>申請書類等はホームページに掲載しています。ホームページはこちら⇒ </p>	
注意事項	<p>・申請は事後申請制です。            ・予算額に達し次第、受付を終了します。            ・事前に予告なく受付を終了する場合があります。</p>	

○問合せ・提出先  
 加古川市役所環境部環境政策課(市役所新館7階)  
 電話:(079)427-9769 <直通> FAX:(079)422-9569  
 電子メール:kan\_seisaku@city.kakogawa.lg.jp